

食物アレルギー疾患生活管理指導表作成に係る助成

園児・児童・生徒などの食物アレルギー対応のための「アレルギー疾患生活管理指導表」の作成費用を助成することにより、保護者の負担軽減と園児・児童・生徒などが健全な生活を営むことができるよう支援します。

■対象者

食物アレルギーを有することにより、保育園・幼稚園・認定こども園・学校などでの生活において、特別な配慮や管理が必要と認められる次の方

- ①市内に住所を有する方で、市内外の保育園・幼稚園・認定こども園などに在籍する方及び入園が内定した方
- ②市内の小・中・義務教育学校に在籍する方及び入学を予定する方

■助成回数 1回/年度

■限度額 2,000円(限度額を超える分は自己負担)

■医療機関 市指定医療機関

※市または保育園・学校などで確認してください。

■注意事項

医療機関にお持ちいただく書類がありますので、通っている保育園や学校などに連絡してください。

■申し込み・問い合わせ先

- ①こども福祉課 ☎(32)8903
- ②学校教育課 ☎(32)8918

外国人を雇用する事業者の方へ 退職・帰国(出国)時の市・県民税の納付

事業者が雇用する外国人が退職・帰国(出国)するときには、市・県民税の納め忘れがないよう、事業者の方から以下の手続きをご案内ください。なお、日本人と外国人で手続きの方法などが異なるものではありません。

残りの市・県民税(特別徴収税額)の一括徴収

外国人本人から申し出がある場合は、退職時に支給する給与や退職金から、残りの市・県民税を一括して徴収することができます。

※1~5月に退職する場合は、申し出の有無にかかわらず一括徴収を行う必要があります。

納税管理人の選任

帰国する外国人が、日本から出国するまでの間に市・県民税を納めることができない場合は、出国する前に、日本に居住する方の中から本人に代わり税金の手続きを行う方(納税管理人)を定め、市に届け出る必要があります。

詳しくは総務省ホームページへ

詳細や外国人向けの案内パンフレット(5か国語対応)が掲載されていますのでご覧ください。

総務省 外国人 住民税 検索

■問い合わせ先

税務課 ☎(32)8891

難病患者等福祉手当

長期化する医療費の経済的な負担を軽減するため、栃木県が発行した医療受給者証の交付を受けている方に対し、年2回、難病患者等福祉手当が支給されます。

■対象者 市在住で、次のいずれかの交付を受けている方

- ①指定難病特定医療費受給者証
- ②小児慢性特定疾病医療受給者証
- ③一般特定疾患医療受給者証

■手当額 月額2,500円

■必要なもの

- ・①②③のいずれか一つ(コピーでも可)
- ・受給資格者名義の通帳(新規申請または変更がある場合)

■申し込み・問い合わせ先

社会福祉課
☎(32)8900 ☎(32)8601

ジェネリック医薬品に切り替えてみませんか？

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同一経路から投与する製剤で、効能・効果・用法・用量が原則的に同一であり、先発医薬品と同等の臨床効果・作用が得られる医薬品をいいます。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安価です。

先発医薬品との違いは？

ジェネリック医薬品は、最初に作られた薬(先発医薬品：新薬)の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品と申請され、厚生労働省の認可のもとで製造・販売されています。

ジェネリック医薬品を希望する場合には、まずは医師や薬剤師に相談してみましょう。

なお、先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合、一定額のお薬代を軽減できる可能性のある方には、別途通知にてご案内しています。

■問い合わせ先

市民課 ☎(32)8895

